

受注者の皆さまへ！

令和 2 年 11 月 24 日
大阪府環境農林水産部

工事成績評定書の評価対象項目の「文書による改善指示」について

この書面は、環農部発注工事の施工に際して、契約書、設計図書に基づき請負者がなすべき行為について、発注者は請負者に対し文書により改善を求めることがあり、この場合「工事成績評定書」の評価対象項目が減点扱いとなるので、このことをよく知っていただくためのものです。

1. 工事成績評定書は、a、(a')、b、(b')、c、d、e の5(7)段階評価で、cを基準として加減点を行い評価しますが、d、e評価は減点(マイナス)評価となります。

① 監督職員が文書による改善指示を行った。……………d評価

② 監督職員からの文書による改善指示に従わなかった……………e評価

(1項目あたり d評価で-2.5~-12.5点、e評価で-5~-25点の減点になります。)

2. 文書による改善指示の時期は、原則口頭での改善指示を2回繰り返しても改善がみられない場合とし、別紙様式「改善指示書」により現場代理人に手渡しを行います。

(初回指示から改善指示書発行までの期間は7日間)

※ 1) 口頭での改善指示についても協議書(打合せ簿)で行います。また、文書による改善指示を行った事実、またその指示に従わなかった事実についても協議書(打合せ簿)に記録します。

3. 改善報告は別紙様式「改善報告書」により指定期日までに監督職員あて提出してください。

4. 文書による改善指示を発する例示

① 工程表が提出されていない。(契約後 14 日以内)

② コリンズに登録されていない。(契約後休日等を除き 10 日以内)

③ 施工計画書が提出されていない。(着手届提出後 30 日以内(ただし工事着手前までに提出))

④ 工事着手が遅れている。(工事始期日以降 30 日以内)

⑤ 現場代理人が常駐していない。配置技術者の専任義務がある工事において、専任がなされていない。

⑥ 施工体制台帳作成義務のある工事において、施工体制台帳の作成及び写しの提出がなされない。

- ⑦施工管理について改善を求める相当な理由があるとき。
- ⑧工程管理について改善を求める相当な理由があるとき。
- ⑨安全対策について改善を求める相当な理由があるとき。
- ⑩対外関係について改善を求める相当な理由があるとき。
- ⑪その他、改善を求める相当な理由があるとき。

※ 具体例は工事成績評定書の各評定項目を参照してください。

5. 契約書、設計図書に提出期限、日数が明記されている項目については、期限の翌日に口頭指示を行い、原則、7日間経過後なお改善がなされない場合に、改善指示書を渡します。
- また、期限、日数が明記されていない項目についても、口頭指示の経過の後、改善がなされない場合、同様に改善指示書を渡すことになります。

※ 工事成績評定書及び成績評定基準の内容(評定対象項目)は大阪府ホームページに公表しています。

●ホームページへのアクセス手順

【大阪府ホームページ(トップページ)】⇒【府政運営・市町村】⇒【入札】
⇒【電子調達／大阪府電子調達(電子入札)システム】 ⇒【情報提供】⇒【要綱・基準等】
⇒【入札・契約・検査に関する要綱、基準集】
⇒【検査関係 → 大阪府総務部契約局建設工事成績評定書及び成績評定基準】

- (1) 建築工事成績評定書及び成績評定基準
- (2) 建築設備工事成績評定書及び成績評定基準
- (3) 土木工事成績評定書及び成績評定基準
- (4) 設備工事成績評定書及び成績評定基準

URL: http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-youkou.html